

## 公益社団法人 日本地震工学会 法人会員入会申込書

- ・□欄は該当するものにチェックしてください。
- ・等級変更の場合は、申込日と新しい等級、団体名のみご記入ください。
- ・ご記入の上、FAX(03)5730-2830、または office@general.jaee.gr.jp までご送信ください。

申込年月日	20 年 月 日
会員資格	1. <input type="checkbox"/> 特級      2. <input type="checkbox"/> A 級 3. <input type="checkbox"/> B 級      4. <input type="checkbox"/> C 級

フリガナ			
社名・団体名			
英文名			
所在地	〒 都道府県		
代表者役職		代表者氏名	印

事業内容			
*ホームページアドレス : http://			

※ホームページ URL をご登録いただければ、本会ホームページよりリンクします。

## 担当者欄 (通信・会費請求先になります)

担当者所属			
担当者役職			
担当者氏名			
連絡先	電 話	(            )            -            内線 (            )	
	F A X	(            )            -	
	E-mail		

業 種 (○を付す)
1. 学 校
2. 官公庁
3. 公団・公社
4. 各種団体
5. メーカー
6. 電力・ガス・鉄道
7. その他 (            )

事 務 局 記 入 欄			
入金月日	年 月 日	会 費	金 額 円
引 当	年度		
種 別	1. 銀行振込 2. その他 (            )	会員番号	

受付日
-----

お願い：会費等は下記口座にお振込みください。

振込銀行：三菱東京UFJ銀行 田町支店 (店番 043) 普通口座：0103167

一般社団法人 日本地震工学会 (イッパノシヤダノホウジノホソジシコウカケイ)

日本地震工学会 〒108-0014 東京都港区芝 5-26-20 建築会館内

TEL(03)5730-2831 FAX(03)5730-2830 e-mail: [office@general.jaee.gr.jp](mailto:office@general.jaee.gr.jp)

日本地震工学会 法人登録会員名簿

提出 2

フリガナ	
社名・団体名	

法人会員種別による法人登録会員（代表者を含む） 員数（人） 会員の特典内規をご参照ください。	1. <input type="checkbox"/> 特級（12人）    2. <input type="checkbox"/> A級（6人） 3. <input type="checkbox"/> B級（3人）    4. <input type="checkbox"/> C級（1人）
---	---

<必須記入>

法人登録会員 員数	法人登録会員		所 属	E-mail アドレス
	氏 名(姓・名)	ローマ字(姓・名)		
代表者				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				

注) 会員専用のホームページを利用の際、ユーザー名にローマ字氏名の登録をします。  
間違いのないようお願いします。

事務局欄

# 日本地震工学会会員の特典 内規

平成 20 年 4 月 8 日 理事会決

## (適用範囲)

第 1 条 本規定は、本会規約第 5 条（会員種別と資格）に記される全ての会員の、本会規約第 8 条（会員の権利）に基づいてうけられる特典についての具体的な項目に関して定める。

## (正会員)

第 2 条 正会員は以下の各号に関する特典をうけられるものとする。

1. 役員選挙権と被選挙権
2. 総会における議決権をもち、総会に出席して意見を述べる権利
3. 日本地震工学会「会誌」の配送
4. 日本地震工学会「JAEE NEWS」のメール配信
5. 日本地震工学会のホームページから「地震工学論文集」の閲覧・入手
6. 日本地震工学会「JAEE NEWS」や「コラム」への投稿
7. 日本地震工学論文集への会員割引での投稿
8. 日本地震工学大会への会員割引での論文発表
9. 研究発表会、講習会、講演会、見学会等への会員割引で参加  
ただし、第 6 号に関する掲載の可否は日本地震工学会で決定される。

## (学生会員)

第 3 条 学生会員は第 2 条の第 1、2 号を除く各号に関する特典をうけられるものとする。ただし、第 6 号に関する掲載の可否は日本地震工学会で決定される。

## (法人会員)

第 4 条 法人会員は、法人とその代表者 1 名と法人登録会員から構成される。法人登録会員とは表 1 に示す法人会員の等級に応じた人数を事前に登録し、当該期間に第 5 条に記す特典を受けられるものを言う。また、法人の代表者は正会員または法人登録会員の中から登録するものとする。

表 1 法人登録会員数

法人会員種別	特級	A 級	B 級	C 級
法人登録会員数（代表者 1 名を含む）	12 人	6 人	3 人	1 人

第 5 条 法人登録会員の特典は、第 2 条の第 1、2、7、8 号を除く各号に関する特典とする。

第 6 条 法人登録会員の中から登録された法人会員の代表者は、第 5 条の特典のほか第 2 条の第 2 号の特典をうけられるものとする。

第 7 条 法人会員は以下の各号に関する特典をうけられるものとする。

1. 日本地震工学会誌への広告の割引掲載
2. 研究発表会等の催し物会場でのパンフレット配布
3. 日本地震工学会のホームページと法人会員ホームページとのリンク
4. 法人会員のイベント情報等の日本地震工学会のホームページへの掲載

## 附則

1. この内規は、理事会で変更することができる。
2. この内規は、平成 20 年 4 月 8 日より施行する。